

香川県立図書館の見学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立図書館（以下「図書館」という。）の施設や機能、蔵書、利用方法などについて紹介するための図書館見学（以下「見学」という。）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 見学を申し込むことできる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 10名以上の団体（大学、職場、PTA、趣味のサークル等）
 - (2) 県内の児童・生徒の団体（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、子ども会等）ただし、必ず引率者が同行するものとする。
- 2 参加人数は40名程度までとする。

(見学を受入れる曜日と時間)

第3条 図書館が見学を受入れる曜日と時間は、火曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び休館日を除く。）の9時から12時及び13時から17時の間とする。ただし、他の団体や図書館の行事等と重複する場合は、受入れを行わない。

(見学時間)

第4条 見学時間は、概ね1時間程度とする。

(見学の申込み)

第5条 見学を希望する団体は、見学を希望する日の2週間前までに、香川県立図書館長（以下「館長」という。）に図書館見学申込書（別記様式）を提出しなければならない。

(見学の不許可等)

第6条 館長は、次のいずれかに該当するときは、見学を不許可とし、又は取消すことができる。

- (1) 図書館の業務遂行上支障があると判断されるとき
- (2) 安全上問題があると判断されるとき

(損害賠償の責任)

第7条 見学中に図書館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、見学に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。